

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金にお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

本資金は貸付金であり、返済していただく必要があります。

休業・失業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

2年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

現在お住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会

■ 貸付上限額

1世帯につき1回限り10万円以内。
ただし、次のいずれかの場合等は20万円以内。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

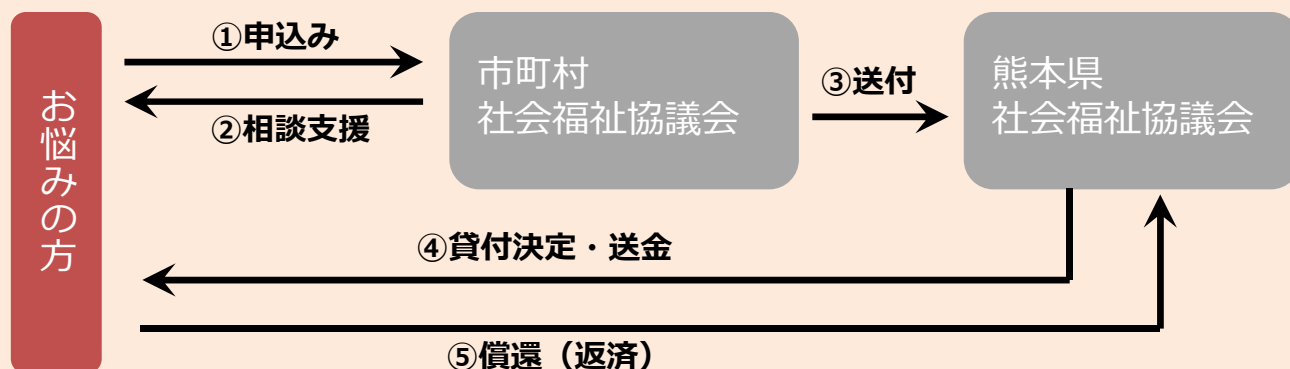
i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。

ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

※ アからオが確認できる書類を御持参ください。

貸付手続きの流れ



失業された方向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

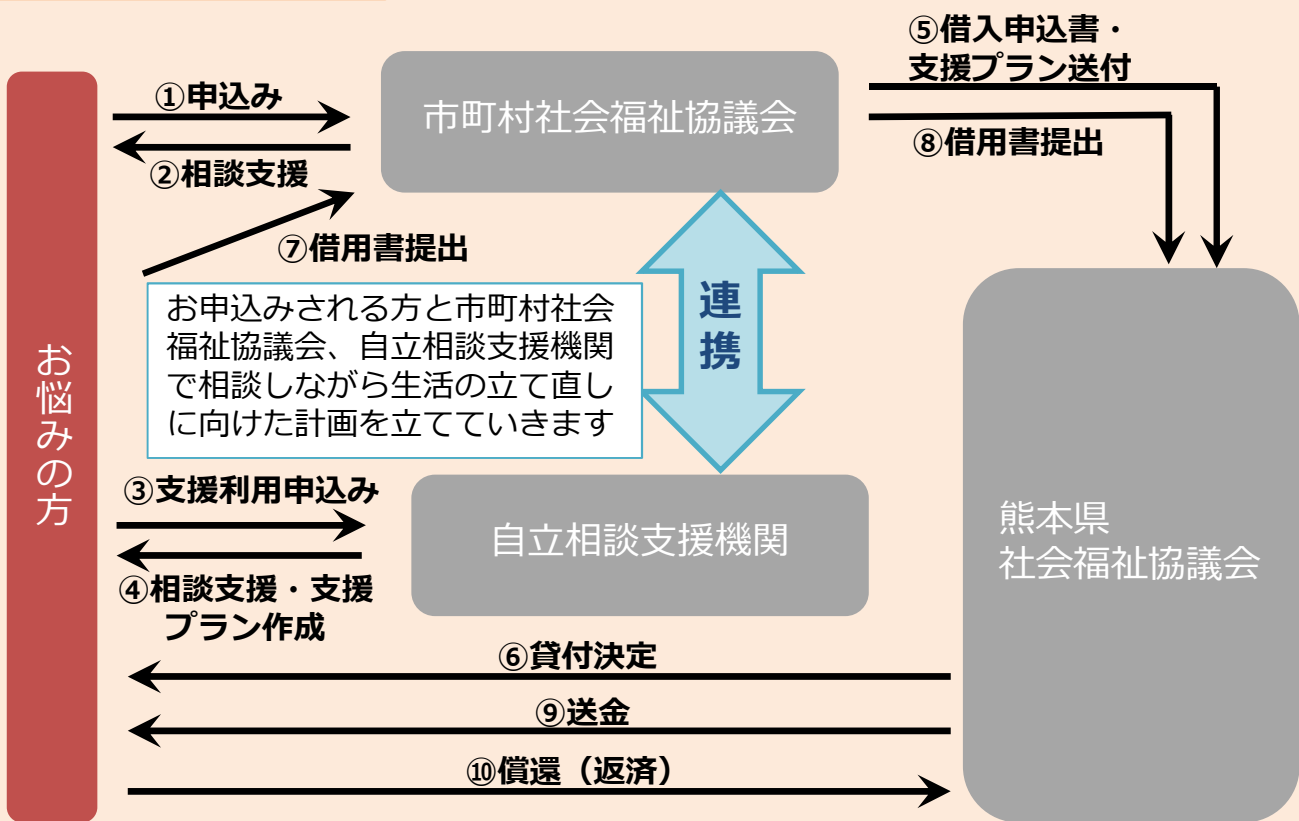
■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

現在お住まいの（住民票のある）
市町村社会福祉協議会

貸付手続きの流れ



借入申込みに必要なもの

共通

- (2) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」で発行3か月以内のもの）
- (3) 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

緊急小口資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少・失業したことが確認できるもの
 - ▶ 企業等雇用されている方
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前後の収入が確認できる給与明細書等
 - ② 就労先からの休職証明書等
 - ▶ 自営業、フリーランス等の方…月収等を記録した会計帳簿等

総合支援資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業したことが確認できるもの
 - ▶ 失業の場合…雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令の写し 等
 - ▶ 廃業の場合…個人事業の廃業届の写し 等
- (2) 自立相談支援機関の支援を受けていることがわかる書類等
- (3) その他、世帯の収支状況や求職状況等を確認する書類等
※詳しくは窓口にてご確認ください。

貸付金の交付方法

「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

受 付

3月25日（水）から市町村社会福祉協議会の窓口で受付します。
相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日を除く）

<< 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧 >>

相談・申込み受付時間は各市町村社会福祉協議会へご確認ください。
 なお、現在体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、
 お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-324-5511	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1055	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475